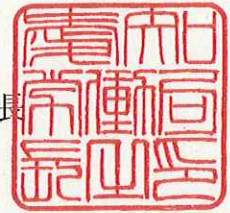


愛労発基 0731 第 2 号

令和 2 年 7 月 31 日

(公社) 愛知労働基準協会 会長 殿

愛知労働局長



ずい道等建設工事における粉じん対策に関する
ガイドラインの改正について

労働行政の推進につきまして、平素より格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ずい等建設工事における粉じん対策については「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 の別添 1)(以下「ガイドライン」という。)により推進してきたところです。

今般、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 128 号。)等が公布及び告示され、一部の規定を除き令和 3 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、ガイドラインが「別添 1」のとおり改正されました。

なお、改正の内容については新旧対照表「別添 2」のとおりとなっております。

つきましては、貴団体におかれましても改正されたガイドラインの趣旨をご理解いただき、関係者への周知をお願い申し上げます。